



虐待防止のための指針

放課後等デイサービス えーる

放課後等デイサービス えーるきた

放課後等デイサービス えーるいーすと

2022年4月1日 えーる 合同会社

1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

えーる合同会社が運営する放課後デイサービスでは、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識するとともに、本指針を遵守して福祉の増進に努めていく。又、施設内における虐待を防止するため、職員への研修を定期的実施する。

2. 虐待防止に関する責務等

- ① 虐待防止に関する責任者は管理者とする。
- ② 虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針に従い、虐待の防止を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図るとともに、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。
- ③ 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3. 虐待防止委員会の設置及びその責務等に関する事項

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、虐待防止委員会を組成する。虐待防止委員会の内容及び責務等に関する内容は別途「虐待防止委員会規定」に定める。

4. 虐待の防止のための職員研修

- ① 職員に対する虐待の防止に関する研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであること。
- ② 研修は年1回以上行い、新規採用時毎に実施する。
- ③ 研修の実施内容については、研修資料・出席者等を記録し紙面又は電磁的媒体により保存する。

5. 虐待又はその疑いが発生した場合の対応方針

- ① 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。又、関係者からの連絡等に応じ、協力体制を築く。
- ② 客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- ③ 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

- ④ 関係機関との綿密な連携を図り、再発防止や当該児童及びその家族へのアフターケア等を行う。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者等に報告する。虐待者が担当者本人であった場合は、法人役員に相談する。担当者は、職員からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払ったうえで、虐待等を行った本人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、法人役員が担当者を代行する。これらの確認の経緯は、時系列で概要を整理する。事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、必要な措置を講じる。上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を構成し、職員に周知する。施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告する。必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

7. 虐待等に係る苦情解決方法

虐待等の苦情相談については、窓口担当者は寄せられた内容について責任者に報告する。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談する。窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。対応の流れは、上述の「6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制」に依るものとする。担当者に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

附則 この指針は、令和4年4月1日より施行する。